

# 届出が必要な事項及び添付書類（測量・建設コンサルタント等業務）

## (1) 届出の必要な事項及び添付書類等

入札参加資格の認定後に申請内容に変更が生じたときは、遅滞なく「競争入札参加資格審査申請書変更届」を添付すべき書類と併せて提出してください。

なお、希望業務の追加は受け付けませんが、登録・許可等が取り消されたり、期限が切れた場合には、当該業務につき認定した入札参加資格を取り消すことがあります。

また、法令により処分等（営業停止など）を受けた場合は速やかに報告してください。この報告が著しく遅れた場合には、本市の契約の相手方として不適当であると認定することがあります。

なお、変更時に必要な添付書類等は次の表のとおりです。

変更事項	提出書類			添付書類		
	変更届 注4	使用印鑑届	委任状	印鑑証明書 (原本)	商業登記簿 謄本 (写し)	測量業者登録申請書の 別紙(写し) 【測量業務のみ】
申請者（本社等）に関する事項						
商号又は名称	○	○	○注1	○	○注2	○注3
代表者職氏名	○		○注1		○注2	
所在地	○		○注1		○注2	
実印	○		○注1	○注2		
使用印鑑	○	○	○注1			
電話・FAX番号	○					
受任者（支社等）に関する事項						
名称	○	○	○			○注3
受任者職氏名	○		○			
所在地	○		○			○注3
	※所在地が東広島市内の場合は、営業所等所在調書（様式第9号）を提出すること。					
使用印鑑	○	○	○			
電話・FAX番号	○					
その他の変更						
許可の更新・廃業等	○	登録証明書等（写し）、廃業届等（写し）				
所属職員数の変更	○	職員数変更届				

注1) 委任がある場合のみ提出してください。

注2) 3か月以内に発行されたものを提出してください。

注3) 測量法第55条の2第2号に規定する営業所であることが確認できるもの（測量業者変更登録申請書の写し及び当該申請書に係る変更登録通知）を提出してください。

注4) 電子入札等システム（資格審査受付システム）において変更内容の入力を行い、「変更等届出送信完了兼受付票」を提出する者にとっては、提出を不要とします。

## (2) 届出の不要な事項

次に掲げる事項の変更は、原則として届出の必要はありません。

・代表者以外の役員の変更、権限委任のない営業所等の新設移転等、資本金の変更

## (3) 競争入札参加資格の承継

合併、営業譲渡が生じた場合においては、本市の基準により競争入札参加資格の承継承認等を行う必要がありますので、速やかに申し出てください。なお、個人事業主の方は、別途ご相談ください。

## (4) 受任者（支社等）の新設又は変更

受任者を新設又は変更し、契約締結等の権限を委任する場合、測量業務の認定を受けている者は受任営業所においても測量法に基づく登録を受けていることが必要です。受任営業所において測量法に基づく登録を受けていない場合は、測量業務について、認定業務取下書（任意様式※参考様式あり）を提出していただく必要があります。

#### **(5) 許可の失効等により認定の取下げを行った業種の再認定を希望する場合**

許可の失効等により当該業務の入札参加資格の取下げを行った者（委任する場合に、受任営業所において測量業務を有していないため、取下げを行った者を含む）が、許可を再取得又は受任営業所において許可を新規に取得し、再度、当該業務の入札参加資格認定を希望する場合は、追加申請を行ってください（変更届で対応できません）。

なお、上記以外の内容で取下げを行った場合は、当該入札参加資格有効期間内は追加申請できません。